

須崎市高齢者補聴器購入費助成事業について

須崎市では、聴力機能の低下により日常生活や社会生活に支障がある高齢者に対し、補聴器本体の購入費用の一部を助成しています。

助成を受けるためには、耳鼻咽喉科を標榜する医師による、対象者が中等度難聴以上であるため補聴器の必要性があることの証明が必要となります。診察及び検査の実施、証明の発行のご協力をお願いします。

医療機関のみなさまにご確認いただきたいこと

①患者様が医療機関に来られたら

患者様には、**申請書**を持参して医療機関を受診するようにご案内しています（申請書の様式の裏面に、医師による証明欄があります。）持参されていない場合は、長寿介護課へ取りに来ていただくか、須崎市のホームページからダウンロードするようご案内をお願いします。

②聴力検査の実施、対象者の可否判断について

聴力検査を実施していただき、本事業の対象に該当するか確認をお願いします。

《本事業対象者》

両耳ともに**中等度難聴（平均聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満である難聴の程度をいう。）**以上であって、補聴器の必要性が認められる方

※ただし、障害者手帳の交付の対象となる場合（下記参照）は対象外です。

等級	障害程度
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上
3	両耳の聴力レベルが90デシベル以上
4	①両耳の聴力レベルが80デシベル以上 ②両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
6	①両耳の聴力レベルが70dB以上 ②一耳の聴力レベルが90dB以上、他耳の聴力レベルが50dB以上

※「音圧レベル」と「聴力レベル」の単位について

- 音圧レベル(dBSPL)・・・音の大きさを表す。補聴器で言えば出力能力。
- 聴力レベル(dbHL)・・・人がどれくらいの音で聞き取れるかを表す。

③医師による証明欄の記入について

本事業の対象に該当すると判断された場合のみ、記入をお願いします。

申請書の長寿介護課への提出は患者様へお願いしていますので、患者様へお渡しください。

④診察料、文書料（証明料）について

本事業では、診察料、検査料等の受診費用、文書料はすべて自己負担となります。市からの助成はありません。

※この制度の対象外となる場合は証明欄への記入をしないようにお願いします。

【問合せ先】須崎市長寿介護課 TEL：0889-42-1205